

令和6年3月22日

令和6年
第2回野洲市議会定例会
発議書

野洲市議会

発議第1号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 野洲市議会議員 服部 嘉雄

提出者 野洲市議会議員 益川 教智

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ウ中「みず事業所」を「上下水道事業所」に改める。

第28条第3項中「第25条、第26条及び前条」を「前3条」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

令和6年第2回野洲市議会

定例会 発議書関係資料

野洲市議会

野洲市議会委員会条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次 【略】</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 環境経済建設常任委員会 6人</p> <p>ア 都市建設部の所管に属する事項</p> <p>イ 環境経済部の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>みず事業所</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第3条～第13条 【略】</p> <p>第2章 招集、審査等及び規律</p> <p>第14条～第21条 【略】</p> <p>第3章 公聴会</p> <p>第22条～第27条 【略】</p> <p>第4章 参考人</p> <p>(参考人)</p>	<p>目次 【略】</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 環境経済建設常任委員会 6人</p> <p>ア 都市建設部の所管に属する事項</p> <p>イ 環境経済部の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>上下水道事業所</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第3条～第13条 【略】</p> <p>第2章 招集、審査等及び規律</p> <p>第14条～第21条 【略】</p> <p>第3章 公聴会</p> <p>第22条～第27条 【略】</p> <p>第4章 参考人</p> <p>(参考人)</p>

第28条 【略】

2 【略】

3 参考人については、第25条、第26条及び前条の規定を準用する。

第5章 記録

第29条 【略】

第6章 補則

第30条 【略】

第28条 【略】

2 【略】

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

第5章 記録

第29条 【略】

第6章 補則

第30条 【略】

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。